

オンライン・ブローカーと取引所の市場情報手数料

清水 葉子

1 はじめに

前稿で指摘したように、⁽¹⁾アメリカでは、証券取引所やNASDAQ市場が、市場での価格や気配などの情報を配信することで会員証券会社やベンダーから得ている市場情報収入に対し、課金体系やコスト配分といった観点から見直しを求める動きが強まっている。こうした動きが生まれている背景には二つの要因が指摘できると考えられる。

一つはアメリカの証券市場が市場間競争のなかで徐々に営利的な市場サービスの提供者としての性格を強めはじめていることである。アメリカの証券市場は、それぞれの市場が互いに競争を行うことによって証券市場全体として高い効率性を達成するという考え方の下に構築されている。この理念の下で、アメリカの証券取引所は、非営利・自主規制機関どうしの競争だけではなく、ATSなどの営利・非自主規制組織との間の競争も行つていかねばならない。市場間競争の中では、取引所自身も徐々にその性格を営利的なものに変えつつあり、たとえば取引所の株式会社化などが検討されていることは周知の通りである。

ところが、このような取引所の営利化への動きにもかかわらず、市場サービスの提供という業務は独占的な性格を持ちやすい業務である。もともと取引量の大きい市場では取引が行いやすいためますます取引が集まるという、いわば流動性の外部効果が働くためである。また、こうした大きな市場で決まる価格はより多くの需給を

反映していると考えられるので、価格への信頼性も高い。このため、取引所が価格などの市場情報に対する課す市場情報手数料も独占・寡占的な性格を持ちやすく、取引所にある種の独占的な利潤をもたらしているのではないかという懸念が生じているのである。

市場情報収入に対する見直しのもう一つの背景は、インターネットを通じたオンライン取引の拡大である。従来、リアルタイムの市場情報は、いつたん情報ベンダーやブローカーに配信され、個人投資家はこうしたプロの情報利用者を通じて市場情報を得ることが通常であった。個人投資家は、新聞などを通じてリアルタイムでなくなった遅延データを参照したり、必要に応じて証券営業員に電話などでリアルタイムデータについて問い合わせを行つたりして市場情報を入手していたのであって、これはたいてい無料ないし無料に近い形で提供されている。

ところが、一九九〇年代の半ばころから、オンライン・ブローカーを通じて証券市場にアクセスする個人投資家が急増しているが、こうした個人投資家は、従来のように担当営業員に電話をかけて市況情報を入手するのではなく、オンライン・ブローカーの提供するインターネット上のホームページなどを通じて価格や気配情報を入手する。しかもこうした個人投資家は、リアルタイムの価格情報を迅速に知つて売買のタイミングを逃すまいとする傾向が強まっている。こうした動きを受けて、オンライン・ブローカーは、現在の市場情報手数料がこうした新しい取引チャネルの拡大に対応しておらず、そのためにオンライン取引を行う個人投資家やそのサポートをするオンライン・ブローカーにさまざまな不都合をもたらしているとして改善を求めているのである。

2 インターネットと情報の所有権

オンライン・ブローカーが提起している市場情報収入に対する批判は、インターネットの普及とともに生じてきた新しい問題であるといえる。インターネット上では、他の者が発表している情報を参照したり引用したりすることが極めて容易であるので、情報の所有権の問題があいまいになつてしまふからである。こうした問題は証券の価格情報だけに限らず、インターネットの普及とその商用利用とともに生じている。証券以外のケースで生じた興味深い例を挙げてみよう。

一九九九年五月に、インターネット書籍販売を手掛けているアマゾン・ドット・コムは、ニューヨーク・タイムズ社が新聞紙面に発表している書籍のベストセラー・リストに掲載された本を、インターネットサイト上で割引きするサービスを始めた。これに対してニューヨーク・タイムズ社は、自社の発表するベストセラー・リストを利用するために許可が必要であるとの申し入れを行つた。

アマゾン・ドット・コムは、書籍のベストセラー・リストは、どの本が売れているかという単なる事実に過ぎず、ニューヨーク・タイムズ社がこの情報の所有権を主張することはできないとして提訴に及んだ。両者は、最終的には八月に和解に応じ、アマゾン・ドット・コムはインターネットサイトでの割引きを継続するが、ベストセラー・リストを売り上げの多い順ではなく、アルファベット順に並べることで合意した。

この例が典型的に示しているように、インターネット技術の普及によって、広い意味でのデータベースの所有権という概念があいまいになりつつあると言うことができる。インターネットによって、他の情報に対する参照が格段に容易になつた結果、様々な関連情報を参照・加工して新たな付加価値を持つ情報やサービスを作り上げることができるようになつた。このことは、証券業のように投資判断のための多様な情報提供が重要な業界では

6 オンライン・ブローカーと市場情報

以上のような市場情報手数料のあり方に対し、異議を申し立てているのはチャールズ・シュワップはじめとするオンライン・ブローカーである。チャールズ・シュワップによると、シュワップ社が支払っている市場情報手数料は、一九九九年で一九〇〇万ドルにのぼり、経営上極めて大きな負担となつているという。

シュワップ社の主張は次のようなものである。⁽⁴⁾ まず第一に、現在の課金体系の下では、ニューヨーク、アメリカン、NASDAQ等の市場情報をノンプロフェッショナル料金で件数制限なしに購入するためには、顧客一人あたり一ヶ月五ドル程度必要であり、したがつて一年に六〇ドルの負担となる。しかしながらシュワップ社の平均的なオンライン取引口座の取引は、一回あたり一九・九五ドルの売買を一年間に六から八回行つというものである。したがつて、情報利用料だけで取引高の三分の一から四分の一を占めることになり、個人投資家の取引実体にそぐわない。

しかも、フルサービスのブローカーがプロフェッショナル料金で得た市場情報は通常無料で営業員などを通じて顧客に提供されている以上、オンライン・ブローカーも競争上こうした手数料を顧客に転嫁することは難しく、かなりの程度会社が負担せざるを得ない。

第二に、オンライン取引を提供しながら支店も開設しているシュワップ社にとって、オンラインで市場情報を得ようとする顧客だけでなく、従来通り支店に市場情報を問い合わせる顧客に対するサービスも残る。こうしたサービスに対しても、従来通りのプロフェッショナル料金がかかり、支店に設置しているコンピューター端末数に比例して手数料を支払わなければならない。これは、同じ顧客が異なる手段で問い合わせをするケースもあるため、その場合には明らかに二重課金が生じているという。

7 おわりに

SECは、こうした状況に対して、市場情報提供のあり方について一般のコメントを求めるためのリリースを発表している。⁽⁵⁾ SECはリリースで、市場情報提供のあり方、課金体系、とくにベンダーやブローカーなどのプロフェッショナルと個人投資家などのノンプロフェッショナルとの間のコスト負担のあり方、市場情報提供のための取引所の負担コストと課金のあり方などについて、問題を提起している。

本稿では検討できなかつたが、手数料と取引所のコストの関係はさらに複雑な問題を含んでいる。取引所の行う業務は、市場の運営、監視、会員に対する規制など自主規制として広い範囲にわたつていて。市場情報のコストは直接的な情報集計・配信コストだけでなく、市場運営や監視などとも深く関係しているため、どこまで市場情報提供のコストと認識できるかが難しいからである。

日本でも、アメリカと同様、急速にインターネット取引が広がつており、個人投資家のリアルタイムでの市場情報のニーズは拡大していくと考えられる。また、証券取引所の株式会社化も検討されつつあることもアメリカと同様である。したがつて、日本の証券取引所の市場情報手数料の課金体系についても、アメリカと同様、個人投資家のオンライン取引の拡大に整合的な課金体系となつてているか、取引所が負担する情報提供コストとの対応が公正かといつた点が問題となる可能性がある。

(1) 清水泰子（一九九九）「取引所の市場情報収入」「証研レポート」一五七三号、一九九九年八月、「取引所の市場情報収入〔二〕」「証研レポート」一五七四号、一九九九年九月参照。

(2) 詳細は注（1）「取引所の市場情報収入」を参照。

(3) 一九九八年以前の課金体系は注（1）「取引所の市場情報収入」を参照。新体系ではノンプロフェッショナル向け料金

“お前にちがうだ、上級審も認めたんだ。

(4) の取引手数料に関するチャーチ・ハーリット社の訴訟。

(5) Securities and Exchange Commission (1999) "Regulation of Market Information Fees and Revenues" December 19, 1999, Release No. 34-42208.

(二十九 税金・利子支給)